

対象となる人は
申請を

弘前市森林環境推進事業費補助金

森林整備を担う人材の育成および確保と、木材利用の促進に関する取り組み等を実施する経費の一部を補助します。

▼**対象者と対象事業** 次の①～④のいずれかに該当する個人または団体が実施し、令和6年3月15日までに完了する事業

①一定の要件を満たした林業経営者…新規雇用従事者が使用する林業機械（チェーンソー、刈払機）の購入

②市内に住所を有する農業者や市内に本店等を有する農業法人または農業者等で組織する団体…鳥獣被害防止等のための緩衝施設整備

③市内に住所を有する林業事業者や市内に主たる活動拠点を有する団体…DIY 体験教室などの木材および森林にふれあい親しむ活動

④市内の小学校か中学校に在籍する生徒の保護者で組織する団体…市内の小・中学校の生徒に木製品（机、椅子など）の制作体験をさせる活動



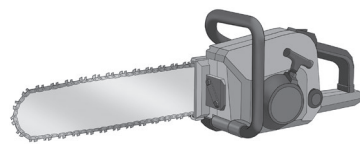
▼**対象経費** ①＝林業機械購入費用／②＝賃金、講師等への旅費・賃金、事務用品費等、請負施工費、保険料、資材費用、借上料、燃料費／③＝賃金、報償費、旅費、通信運搬費、保険料、消耗品費、印刷製本費、使用料、賃借料、備品購入費／④＝木材費、加工費

▼**補助金額** ①＝購入費用の3分の1（上限額5万円）／②＝対象経費の2分の1（上限額15万円）／③＝対象経費の実支出額（上限額5万円）／④＝対象経費の実支出額（上限額10万円）

※交付申請は随時受け付けし、予算額に達した時点で受け付け終了（先着順）。

制度の概要および交付申請書は農村整備課で配布するほか、市ホームページ（QRコード）からダウンロードできます。

■**問い合わせ・申請先** 農村整備課（市役所3階、☎40-7103）



減額申告と
取り壊しの届け出

資産税課からのお知らせ（固定資産税）



既存住宅の改修に伴う固定資産税の減額の申告

既存住宅を耐震やバリアフリー、省エネのために改修する場合、一定の要件を満たすと、申告により固定資産税が減額されます。減額措置を受けるためには、改修後3カ月以内に申告が必要です。

申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課でも配布しています。申告書に添付する書類など、詳しくはお問い合わせください。

◎耐震改修工事をした住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和6年3月31日までに耐震改修工事（工事費50万円超）をした場合、翌年度の固定資産税が住宅部分120㎡分までを限度に2分の1減額されます。また、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物（青森県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられた道路にその敷地が接する建築物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物）」に該当する場合、2カ年度分、2分の1減額されます。

◎バリアフリー改修工事をした住宅

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和6年3月31日までにバリアフリー改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が100㎡分までを限度に3分の1減額されます。

▼**要件** 次のいずれかの人が居住している住宅

- ① 65歳以上の人
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人

▼**対象工事** 廊下の拡幅／階段のこう配の緩和／

浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解消／引き戸への取り替え／床表面の滑り止め

◎省エネ改修工事をした住宅

平成26年4月1日に存在し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和6年3月31日までに省エネ改修工事（自己負担工事費60万円超〈◆〉）をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が120㎡分までを限度に3分の1減額されます。

▼**対象工事** 窓の改修（必須）／床の断熱改修／天井の断熱改修／壁の断熱改修（外気などと接するものの工事に限る）

◆…工事費が50万円超60万円以下であっても、次の①～③の設置工事費を含めて60万円超の場合は該当します。

- ① 太陽光発電装置／② 高効率空調機または高効率給湯器／③ 太陽熱利用システム

建物取り壊しの届け出は速やかに

毎年1月1日現在で存在している建物には、固定資産税が課税されます。

市では建物の現況把握に努めていますが、特に未登記の建物の取り壊しについては届け出がないと把握できず、課税される場合がありますので、速やかに届け出をしてください。

なお、登記建物の取り壊しは、法務局へ滅失登記の手続きが必要です。また、火事や自然災害によって住宅を取り壊した場合、土地の固定資産税に住宅用地の特例措置が引き続き適用になることがありますので、お問い合わせください。

■**問い合わせ・提出先** 資産税課（市役所2階、☎40-7029）

こんな症状出ていませんか？

～こころの健康を守りましょう～

4月から進学や新社会人、転職などで環境が変わった人も多いと思いますが、心身ともに疲れが出ていませんか。体が疲れている時は、心も疲れていることがあり、そのまま無理をすると、心の病気になってしまうこともあります。

右表の症状の一例に当てはまる場合は、心が疲れているかもしれません。無理をせずゆっくり休息を取る、自分の好きな時間を過ごすなど、リフレッシュすることがおすすめです。

それでも改善しない場合は、病院を受診したり市のこころの健康相談を利用したりして、「こころの健康」を守るようにしましょう。

※こころの健康相談では、内容によって専門の相談窓口を紹介する場合があります／心の病気を治療していない人を優先します。

■**問い合わせ先** 健康増進課こころの健康相談担当（☎37-3750）

<心が疲れている時の症状の一例>

●行動面

- ・以前楽しめていたことが楽しく感じない
- ・生活が乱れる
- ・やる気が起きないため行動できない

●心理面

- ・わけもなく不安になる
- ・イライラしやすい
- ・落ち込みやすい、前向きな考えができない

●身体面

- ・眠れない
- ・寝ても疲れが取れない
- ・倦怠（けんたい）感が続く、体が重い

COOLBIZ

クールビズ

実施期間

6月1日～9月30日

■**問い合わせ先** 環境課（☎36-0677）

市では、地球温暖化対策の一環として、今夏も「クールビズ」を実施しています。実施期間中は、室温を28℃（目安）としますので、市の施設へは、軽装での来所にご協力をお願いします。

【健康につながるクールビズ】

外気温と室温との差が大きいと、体の自律

神経やホルモンバランスを崩しやすくなります。また、冷えて慣れて汗をかかないでいると、汗腺が退化して、体温調整機能が働かなくなってしまうなど、健康への影響を指摘する専門家もいます。

「夏バテ」を予防するため、体にもやさしいクールビズを実践してみましょう。